

令和3年9月9日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部  
商工労働部経営支援課  
043-223-2790  
商工労働部観光誘致促進課  
043-223-2484

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に伴う 県の宿泊優待事業等及びGo To イート事業の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本県に発出されている緊急事態宣言が9月30日まで延長されたことを踏まえ、現在利用を停止している「ディスカバー千葉」宿泊者優待キャンペーンについて、感染状況が落ち着いた際に改めて利用していただけるよう、9月末までとなっている宿泊優待券の利用期限を12月15日まで延長します。

また、「Go To イート」事業について、食事券の利用期限は、12月15日までとなります。なお、これらの事業再開の際は改めて発表します。

### 1 「『ディスカバー千葉』宿泊優待キャンペーン」について

#### (1) 利用期限の延長

宿泊優待券の利用期限を「令和3年9月30日チェックアウトまで」（変更前）から「令和3年12月15日チェックアウトまで」（変更後）に延長します。

#### (2) 周知方法

当選者の皆様には一斉メールで周知するほか、キャンペーン専用ホームページ（URL：[discoverchiba-cpn.com](http://discoverchiba-cpn.com)）のお知らせでもご案内します。

#### (3) 問い合わせ先

○電話での問い合わせ：「ディスカバー千葉」一般コールセンター

TEL：0570-054-389

時間：毎日8：30～17：30

○メールでの問い合わせ：「ディスカバー千葉」運営事務局

E-mail：[discoverchiba@jtb.com](mailto:discoverchiba@jtb.com)

### 2 「Go To イート」事業について

#### (1) 利用期限の延長

食事券の利用期限について、「令和3年9月30日まで」（変更前）から、「令和3年12月15日まで」（変更後）に延長となります。

#### (2) 問い合わせ先

○電話での問い合わせ：Go To イート千葉県事務局

TEL：0570-052-120